

○情報公開規程

(平成 27 年 3 月 23 日規程第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人北見市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、センターの公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(センターの責務)

第 2 条 センターは、この規程の解釈及び運用にあたっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 7 条に規定する情報公開の対象資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 センターは、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第 5 条 センターは、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第 35 条の方法によるものとする。

(公表)

第 6 条 センターは、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、常勤理事の報酬等に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(情報公開の対象資料の事務所への備え置き)

第 7 条 センターは、法令の規定に従い、情報公開の対象資料について、主たる事務所への備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその一部を謄写させるものとする。
2 前項の事務所備え置きの対象とする資料は、別表に掲げるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 8 条 センターの事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所の総務課とする。
2 閲覧の日は、センターの休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、センターは、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 9 条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取扱う。
(1) 様式第 1 号に定める閲覧(謄写)申請書に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。
(2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式第 2 号に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、閲覧に供する。
2 閲覧した者又は謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表の「謄写の可否」に従い、可とする場合は、理事長が別に定める実費負担を求め、これに応じる。

(資料の持出禁止)

第10条 閲覧者は、情報公開対象資料を所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧場所の外に持ち出すことができない。

(インターネットによる情報公開)

第11条 センターは、第5条から第7条までの規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は、理事長が定める。

(管理)

第12条 センターの情報公開に関する事務は、総務課が管理し、事務局長が統括する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

情報公開対象資料の名称	閲覧対象者	謄写の可否	備え置き取扱い
(1) 定款	特定なし	可（有料）	可能な限り最新のもの
(2) 評議員、理事及び監事の名簿	特定なし	不可	可能な限り最新のもの
(3) 常勤理事の報酬等に関する規程	特定なし	不可	可能な限り最新のもの
(4) 事業報告書及び当該附属明細書 (5) 貸借対照表及び当該附属明細書 (6) 損益計算書（正味財産増減計算書） 及び当該附属明細書 (7) 監査報告書 (8) 公益目的支出計画実施報告	特定なし	可（有料）	当該事業年度前の5会計年度に係るもの（直前の事業年度分の備え置きは、当該事業年度終了後3か月以内に行う。）
(9) 事業計画 (10) 収支予算書	特定なし	不可	当該事業年度以前の5会計年度に係るもの（当該事業年度開始後3か月以内に行う。）
(11) 評議員会議事録 (12) 理事会議事録	評議員 債権者	可（有料）	直近の評議員会又は理事会以前の10年間における評議員会又は理事会の議事に係るもの
(13) 会計帳簿	評議員	可（有料）	当該事業年度前の10会計年度に係るもの（直前の事業年度分の備え置きは、当該事業年度終了後3か月以内に行う。）

※ 「評議員、理事及び監事の名簿」について、評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外するものとする。

※ 「債権者」とは、裁判所の許可を得た債権者をいう。

様式第1号(第9条関係) 省略

様式第2号(第9条関係) 省略